

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月28日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

### 香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年香川県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																													
<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 新たに会計年度任用職員となった者のうち前条第2項に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12（別表第1の1から<u>7</u>まで、10及び11の項が適用される者にあつては、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職種</th> <th style="width: 25%;">基礎とする給料表</th> <th style="width: 10%;">学歴 免許等</th> <th style="width: 10%;">基礎 号給</th> <th style="width: 10%;">上限 号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 医師及び歯科医師 <u>（次項に規定する者を除く。）</u></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 研修医（医師法第16条の2第1項に定める臨床研修中の者をいう。）</td> <td>給与条例別表第4医療職給料表ア医療職給料表(一)</td> <td></td> <td>1級 11号 給</td> <td>1級 15号 給</td> </tr> <tr> <td>15 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎とする給料表	学歴 免許等	基礎 号給	上限 号給	1～12 略					13 医師及び歯科医師 <u>（次項に規定する者を除く。）</u>	略				14 研修医（医師法第16条の2第1項に定める臨床研修中の者をいう。）	給与条例別表第4医療職給料表ア医療職給料表(一)		1級 11号 給	1級 15号 給	15 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療	略				<p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 新たに会計年度任用職員となった者のうち前条第2項に定める経験年数を有するものの号給は、前条第1項の規定によるその者の号給の号数に、当該経験年数の月数を12（別表第1の1から<u>8</u>まで、10及び11の項が適用される者にあつては、その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えた数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">職種</th> <th style="width: 25%;">基礎とする給料表</th> <th style="width: 10%;">学歴 免許等</th> <th style="width: 10%;">基礎 号給</th> <th style="width: 10%;">上限 号給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12 略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13 医師及び歯科医師</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職種	基礎とする給料表	学歴 免許等	基礎 号給	上限 号給	1～12 略					13 医師及び歯科医師	略				14 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療	略			
職種	基礎とする給料表	学歴 免許等	基礎 号給	上限 号給																																										
1～12 略																																														
13 医師及び歯科医師 <u>（次項に規定する者を除く。）</u>	略																																													
14 研修医（医師法第16条の2第1項に定める臨床研修中の者をいう。）	給与条例別表第4医療職給料表ア医療職給料表(一)		1級 11号 給	1級 15号 給																																										
15 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療	略																																													
職種	基礎とする給料表	学歴 免許等	基礎 号給	上限 号給																																										
1～12 略																																														
13 医師及び歯科医師	略																																													
14 栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療	略																																													

法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	
16 薬剤師	略
17 遺伝カウンセラー その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	給与条例別表第4 医療職給料表イ医療職給料表(二)
	3級 66号 給
	3級 66号 給
18 看護師、助産師、保健師	略
19 准看護師	略

別表第2（第5条関係）

職種	経歴	換算率
別表第1の1から7まで、10及び11の項の職	略	
略		
別表第1の15の項の職	略	
別表第1の16の項の職		
別表第1の18の項の職		
別表第1の19の項の職		

法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	
15 薬剤師	略
16 看護師、助産師、保健師	略
17 准看護師	略

別表第2（第5条関係）

職種	経歴	換算率
別表第1の1から8まで、10及び11の項の職	略	
略		
別表第1の14の項の職	略	
別表第1の15の項の職		
別表第1の16の項の職		
別表第1の17の項の職		

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。